それゆけ！ほむらくんの実践防火講座！

第7回 消火器

文：よしむら りょうた　絵：おぎの じゅんこ

今回は、火災初期の消火に有効な「消火器」について説明します。

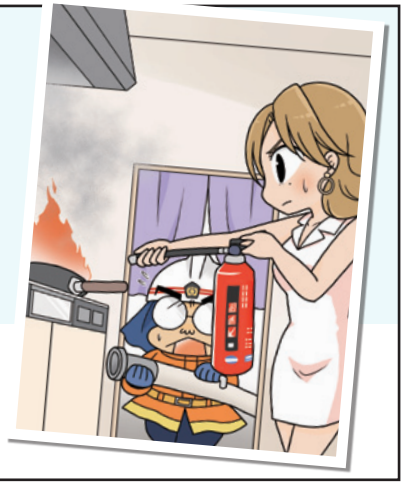

この前、お店で火事を起こしそうになって、消火器を使ったの。

消火器は火災の発生時、消火に使えることを知っていても、訓練をしていないと使用方法がわからない。以前に実施した消火訓練が役に立って本当によかった。

消火器はどんなお店にも必要なの？

リーフレット（小規模飲食店消火器設置義務化）

面積や用途によって必要となる施設が違うんだ。最近では、小さな飲食店での火災を防ぐため、令和元年10月から調理で火を使用する飲食店は、面積に関係なく、消火器の設置が義務となっているぞ。

そうだったのね。消火器で気を付けることはあるかしら？

協力　総務省消防庁

消火器の設置場所を日頃からチェックしてほしい。また、定期的に点検を実施し、いつでも使えるよう、維持管理に努めないといけない。錆びていたり、壊れた消火器は取り換えよう。

消火器には「蓄圧式」と「加圧式」があるのだが、老朽化した加圧式消火器が破裂する事故が過去に発生している。そのため、最近では破裂が起きにくい、蓄圧式消火器が主流となっているんだ。

リーフレット（消火器旧規格交換）

平成23年に消火器の規格の基準が改正されており、令和4年以降は改正前に設置された古い消火器は適切に点検をしていても使用できなくなる。自分の勤務する建物にある消火器について一度確認して、古い消火器をみつけたら点検するとともに取り換えを検討してほしい。

ほむらくんのチェックポイント！

【関係法令】

消防法施行令第10条
消防法施行規則第6条～第10条
神戸市火災予防条例第36条

【設置されている対象物】

○面積に関係なく設置が必要

劇場・遊技場・カラオケボックス
病院・福祉施設・地下街・文化財
火を使用する設備や器具を設けた飲食店等

○150平方メートル以上

火気を使用しない飲食店
物販店・共同住宅・宿泊施設
診療所・工場等

○300平方メートル以上

学校・美術館・駅舎・神社
事務所等

※地階、無窓階、危険物施設は別途基準があります。

【主な基準】

・通行又は避難に支障がなく、かつ使用に際し容易に持ち出すことができる箇所に設置すること。
・歩行距離20メートル以下になるように配置すること。
・転倒を防止するための措置を講じること。

次回は「消防設備点検」です。